

参考 平成26年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
I 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項		
(1)生産性向上設備投資促進税制の創設	▲ 2,990	▲ 3,520
(2)研究開発税制の拡充	▲ 270	▲ 200
(3)中小企業投資促進税制の拡充	▲ 170	▲ 170
(4)ベンチャー投資促進税制の創設	▲ 30	▲ 10
(5)事業再編促進税制の創設	▲ 100	▲ 100
(6)既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設	▲ 70	▲ 60
(7)所得拡大促進税制の拡充	▲ 1,060	▲ 1,350
II Iに追加して決定する事項		
1.個人所得課税		
(1)給与所得控除の見直し	810 (380)	- -
(2)企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	▲ 70	▲ 20
個人所得課税 計	740	▲ 20
2.法人課税		
(1)交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 430	▲ 290
(2)国家戦略特別区域における税制措置の創設	▲ 20	0
(3)集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の廃止	10	10
法人課税 計	▲ 440	▲ 280
3.消費課税		
(1)車体課税		
①自動車重量税のエコカー減税の拡充	▲ 160	-
②経年車に係る自動車重量税の税率の見直し	150	80
小 計	▲ 10	80
(2)非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	▲ 150	▲ 130
(3)消費税		
①簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	180	-
②外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 100	▲ 50
小 計	80	▲ 50
消費課税 計	▲ 80	▲ 100
合 計	▲ 4,470	▲ 5,810

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入しています。

(注2) 「II 1.(1)給与所得控除の見直し」の平年度の増収見込額は平成29年施行分適用後の増収見込額で、カッコ書きは平成28年施行分適用後の増収見込額です。

(注3) 復興特別法人税の1年前倒し廃止に伴う特別会計分の減収見込額は、平成26年度▲6,453億円となります。

(注4) 「II 3.(1)車体課税」の増減収見込額は、特別会計分(平年度▲4億円、初年度34億円)を含みます。

(注5) 地方法人税の創設による特別会計分の増収見込額は、平年度4,845億円、初年度3億円。地方法人特別譲与税の増減収見込額(国税の税制改正に伴うものを含む。)は、平年度▲7,100億円、初年度▲211億円となります(総務省試算)。

(注6) 上記の計数に、地方税分の改正増減収見込額と地方法人税・地方法人特別譲与税の改正増減収見込額を含めると、平年度▲6,486億円、初年度▲7,391億円となります。